オークマ健康保険組合 理事長 家城 淳

任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条の規定により、当健保組合の任意継続被保険者の標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告いたします。

記

1. 2024年9月30日の全加入者の平均標準報酬月額		405,695 円
2. 2025 年度における平均標準報酬月額	第 27 等級	410,000 円

ただし、当該者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額が 410,000 円に満たないときは、資格喪失時の標準報酬月額とする。

3. 適用年月日および期間	2025年4月1日~
	2026年3月31日

以上